



# ひまわり健康づくり運動 推進団体募集

## ひまわり食育推進運動

健康対策課 ☎050(3381)5141 Eメール: kenkoutaisaku@city.minamishimabara.lg.jp

市では、「南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画」(ひまわりプランⅡ)に基づいて「ひまわり健康づくり運動」、「ひまわり食育推進運動」を展開しています。

運動の趣旨に賛同し、市と連携しながら主体的に運動に取り組んでいただける機関、地域、団体等を募集します。

### ひまわり健康づくり運動の主な目的



生活習慣の改善、むし歯・歯周疾患等の予防、口腔機能の向上など。

### ひまわり食育推進運動の主な目的



健全な食生活の実現、食文化の継承、生産者と消費者の交流など。

●募集期限 9月30日(金)

●応募方法

「南島原市ひまわり健康づくり運動・ひまわり食育推進運動推進団体応募用紙」に必要事項を記入して、健康対策課窓口へ提出してください。

●応募の窓口・問い合わせ

運動推進団体の募集の窓口は健康対策課です。お気軽にご連絡ください。

火がなくても『自然発火』します!!

## 洗濯物が発火!

事例 衣類乾燥機で乾燥させた洗濯物が燃えた。

原因

オイルの付いた洗濯物を洗濯後、乾燥機で乾燥させ、そのまま放置していたため、洗濯物に残っていたオイルが酸化反応を起こして発熱し、洗濯物から発火したものです。



不飽和脂肪酸を含むアロマオイル、食用油、機械油、ベンジン、ガソリンなどが付着したタオルや衣類は洗濯した後でも乾燥機で乾燥させないでください。酸化熱で自然発火するおそれがあります。

島原広域消防本部 予防課 ☎0957(62)5857

## 10月20日は『社会生活基本調査』の日

県内1,600世帯を対象に、社会生活基本調査が行われます。10月20日を基準日とするこの調査は、国民の生活時間の配分や学習・研究、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽など、自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています。

調査員が、調査票を10月上旬から調査世帯に配布し、10月下旬までに回収しますので、ご協力をお願いします。



長崎県統計課 ☎095(895)2225  
または社会生活基本調査コールセンター  
☎0570(08)1020 ※9月1日開設

## 『ふるさと福祉号』を寄贈します

福祉課 ☎050(3381)5051

南島原市では、南島原市ふるさと応援寄附金の一部を活用して、高齢者や障害者の移動支援の充実と福祉活動の推進を図るため、市内で高齢者、障害者福祉サービス事業所を経営する法人に、軽自動車を寄贈します。

車両寄贈を希望する法人は、所定の応募書類で申し込んでください。

●応募期間/8月10日(水)～9月9日(金)

●寄贈車両/貨物用タイプの軽自動車

●寄贈台数/14台

(予定。応募法人多数の場合は、抽選)

※詳細は、お問い合わせください。市ホームページでも詳細を確認できます。

応募要領説明会

8月9日(火) 午後1時30分

ありえコレジヨホール

## 教えて!国民年金

### 不慮の事故のときは、障害基礎年金と遺族基礎年金があります

国民年金は、65歳から支給される老齢基礎年金のほかに、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金があり、国民の暮らしを守っています。

#### 障害基礎年金

一定の障害の状態になったときに支給される年金。障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の人

●年金額(障害の程度で異なります。)

- ・1級…年額98万6,100円
- ・2級…年額78万8,900円

このほか、子に対する次の加算があります。

- ・2人目まで…1人当たり 22万7,000円
- ・3人目以降…1人につき 7万5,600円

※平成23年度の年額。子とは、生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子をいう。

今年4月からは、これまで受給権が発生した後に出産しても、受け取ることができなかった子の加算額が、年金受給権が発生した後でも、届け出により受け取ることができるように改正されました。

また、これに伴い、障害基礎年金の子の加算額と配偶者に支払われる児童扶養手当額を比較して金額の高い方を受け取ることができるようになりました。ただし、同一の子を対象として両方を受け取ることはできません。

なお、ひとり親家庭で障害基礎年金を受給している人、障害基礎年金を受給している人で児童扶養手当

行令で定める程度の障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)のない人は、これまでと同様の取り扱いとなります。

#### 遺族基礎年金

国民年金加入中または60歳以上65歳未満の間に死亡したときに、死亡者から生計を維持されていた子のある妻または子に支給される年金

●年金額

- ・妻と子1人…101万5,900円
- ・子のみ…78万8,900円

※子が2人以上のときは、障害基礎年金と同様の加算が行われます。

#### 受給要件(共通)

障害基礎年金・遺族基礎年金のいずれも、保険料の納付要件を満たす必要があります。

#### 厚生年金の加入者は

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細は、諫早年金事務所にお問い合わせください。

諫早年金事務所 ☎0957(25)1666  
保険年金課 ☎050(3381)5039  
または各支所



おじいちゃんたちがつかれないロボットを作りたい。  
テーマ「こんな発明がしたい」 南島原市立 深江小学校 3年 志賀 太陽

いくらでもおすしかたがられるきかしの  
テーマ「こんな発明がしたい」 南島原市立 深江小学校 3年 志賀 太陽

